

野々市市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成31年3月29日

野々市市監査委員 小松 靖典

野々市市監査委員 大東 和美

平成 30 年度定期監査（第 2 期）結果報告書

1 定期監査の対象

会計課
議会事務局
監査委員事務局

企画振興部
企画課、地域振興課、市民協働課、産業振興課

総務部
総務課、秘書室、財政課、税務課、市民課、環境安全課

2 定期監査の期間

平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月まで

3 定期監査の範囲

会計課、議会事務局、監査委員事務局
平成 30 年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの事務事業
ただし、必要に応じて前年度以前の事務事業

企画振興部、総務部
平成 30 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの事務事業
ただし、必要に応じて前年度以前の事務事業

4 提出または提示された書類

- ①職員数調
- ②事務分掌表
- ③時間外勤務状況および年次休暇・夏季特別休暇取得状況調
- ④歳入予算執行状況
- ⑤歳出予算執行状況
- ⑥事務事業の執行状況調書
- ⑦工事の執行状況調書
- ⑧委託業務に関する状況調書
- ⑨財政的援助に関する状況調書
- ⑩出資、支払保証、信託の受託者、施設管理受託に関する状況調書
- ⑪出張に関する状況調書
- ⑫備品の出納保管状況調書
- ⑬収納状況調査表

5 定期監査の方法

あらかじめ提出された事務事業の執行状況資料等を基に担当部長及び各課長から各事業の進捗状況、課題、問題点について、それぞれ説明を受け、さらに関係職員から事情聴取を行いながら、関係書類の審査・点検を実施した。

なお、些細な事務上の注意事項で早急に改善できるものについてはすぐに改善するよう指示した。

6 監査結果及び所見

監査の結果、監査の対象の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理は、全般的に総じて適正に執行されているものと認められた。

各部課別については、次のとおり所見を述べる。

(1) 各部課局別

会計課

特段の指摘事項はない。

議会事務局

特段の指摘事項はない。

監査委員事務局

特段の指摘事項はない。

企画振興部

企画課

特段の指摘事項はない。

地域振興課

特段の指摘事項はない。

市民協働課

特段の指摘事項はない。

産業振興課

特段の指摘事項はない。

総務部

総務課

特段の指摘事項はない。

秘書室

特段の指摘事項はない。

財政課

特段の指摘事項はない。

税務課

重大な事故を発見した場合には、すみやかに監査委員事務局にも報告し、早期の対応に努めること。

市民課

特段の指摘事項はない。

環境安全課

特段の指摘事項はない。